

大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 会議概要

日時 平成30年2月9日(金) 10:00～12:00

場所 大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

開 会

中島福祉局障がい者施策部長兼発達障がい者支援室長 あいさつ
資料確認等

【議題1 発達障がい者支援センター事業実施状況について】

資料1に基づき、実施状況説明 [鹿野発達障がい者支援センター副所長]

(質疑応答)

委員

- ・私立幼稚園の発達障がい児の受入れが難しく、退園して児童発達支援センターに来られるケースが見受けられるが、課題について。

本市

- ・私立幼稚園については、都道府県が指導監督権限を持っており、大阪市の取組みとしては、幼稚園に対して障がい児の受入れに対する国・府の制度に加えて市の補助を行うことにより、特別な支援が必要な児童の受入れを積極的に図っている。この「要支援児受入促進支援事業」の指定園となっている幼稚園は現在58園となっており、指定園となることで保護者にも関心を持っていただき、理解が深まるよう取り組んでいる。
- ・発達障がいに関する教育相談も実施しており、臨床心理士が電話相談や園に出向いて保護者等に指導・助言を行うことにより、保護者の障がい受容の促進や、障がいに対する理解を図っている。
- ・「相談対象が発達障がいかどうか知りたい」との相談については、成人からの相談が6割を超えている。テレビや新聞等を見て、本人が発達障がいを知りたいといったものや、診断を受けた方が良いのか、手帳を取った際のメリットとか、離職したので、次の職を探したいといった相談が多い。ご家族からの相談もある。
- ・大学等を卒業し就職したが、仕事がうまくいかないということで、上司の方から相談いただくケースについては、本人への伝え方等を助言している。
- ・協調運動障がいの方が多いというのが一つの課題になっており、本市では協調運動障がいに特化した施設というのはないが、一部の放課後等デイサービス事業所では運動に特化して指導を行っている。

【議題2 発達障害者支援施策の実施状況等について】

資料2に基づき、「1- 専門療育機関の設置」、「5 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化」、「7 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間普及啓発活動」等について説明[松本福祉局相談課長兼発達障がい者支援担当課長]

「2- 発達障がい研修支援事業」について説明[吉田こども青少年局管理課長・上山教育委員会事務局首席指導主事兼こども相談センター教育相談担当課長]

「2- 巡回相談体制の強化」、「2 キャリア教育支援事業」について説明[石井教育委員会事務局次席指導主事]

「2- 児童養護施設での発達障がい児自立支援事業」について説明[迫野こども青少年局こども家庭課長]

「発達障がい者就労支援事業」について説明[内村福祉局障がい福祉課長]

（質疑応答）

委員

- ・他府県の事例で離婚やDVのケースで母が子どもを連れて避難する場合、子どもに自閉傾向があることから施設やシェルターに行くのが困難なケースがあったが、大阪市の対応は。

本市

- ・母子生活支援施設は18歳までの子どもの場合は、母親とともに入所が可能である。母子生活支援施設への入所相談や逆に子どもが地域で居住する場合の窓口は各区の保健福祉センターであり、措置の場合はこども相談センターが対応している。
- ・成人の就労支援をする中で学齢期につけておくと良いと考えられる力などについては、周囲が心配することを本人が心配していることと思いがちであり、本人が何に困まっているのかを知っておくことが大切である。

委員

- ・学校を卒業してからも利用できる様々な社会資源があり、在学中に知っておくと良い。
- ・高校で、一般校と支援学校で対応が異なり、一般校の場合、進路相談時に卒業後の連携先などの情報が少なめなので、現実には保護者の方が相談機関や施設を探すなど負担が大きい。

本市

- ・平成28年4月に特別支援学校が府に移管されたが、大阪市としては小中学校の特別支援教育について引続き取り組んでいく。また支援学校の地域支援についてはこれまでと同様に、市立の学校園の訪問も行っていく。
- ・発達障がいの早期発見については、本市では乳幼児健診の問診票の改訂を行い、発達障がいの早期発見につながるような項目を追加した。また診断医療機関も増加している。

- ・ 4・5歳児発達相談事業は、3歳児健診以降就学までに健診がないということで平成18年度から開始され、3歳児健診以降の方が対象と想定していたが、必要であれば3歳児健診前の子どもでも利用可能としている。最近では診断のある上の子どもに下の子ども発達が似ていることから、1歳半健診後に相談に来られた事例もある。

委員

- ・療育の支援者は、養育者に感情のコントロールの方法を伝え、虐待につながらないよう指導していくべき。

【議題3 次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画」(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果及び次期計画(案)について】

説明の中で、次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画・障がい児福祉計画」(素案)等を説明し、ご意見をお願いしたところ、特に意見なく了承された。[内村福祉局障がい福祉課長]

【議題4 その他】

資料6 「切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくり」「大阪府 発達障がいに係る医療機関の公表」について説明 [松本松本福祉局相談課長兼発達障がい者支援担当課長]

(質疑応答)

委員

- ・幼児期と学齢期、成人のところが各々縦割りで情報が伝わりにくい点があるので、本人の立場に立った情報を共有できることが重要である。

本市

- ・早い時期に子どもの特性を捉えて育ちを支援していくということが成長のゆがみを少なくするので、早い時期から支援を築き上げていく。